

繁華街エリアにおける新規出店及びリニューアルに関する補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、繁華街エリアにおける新規出店及びリニューアルに関する補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく補助金の交付に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 要綱第3条第1項第2号及び別表2に規定する「小売業又はサービス業に属する事業」とは、小売業又はサービス業（飲食店を含む）の営業を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に定める営業、社会通念上公序良俗に反する営業、宗教活動又は政治活動を行う場合は対象外とする。

3 要綱別表2に規定する「賃借した空き店舗の改装等（賃借後最初に行うものに限る。）に係る費用で市長が適当と認めるもの」及び「店舗の改装等（申請後最初に行うものに限る。）に係る費用で市長が適当と認めるもの」（以下「改装費」という。）とは、内外装工事（壁面・天井の塗装やクロス貼りなどの仕上げ工事、フローリング貼りなどの床面仕上げ工事、作り付け家具や建具などの工事）、設備工事（空調・電気・ガス・水道の配線、配管、給排水などの工事）及び建物附属設備（電気設備（照明設備）、給排水設備、ガス設備、冷暖房設備等）や器具・備品（テーブル、イス、陳列棚、陳列ケース等）とする。

4 要綱別表2に規定する「特別枠」とは、魅力的なテーマの設定や演出が計画されているなど事業コンセプトが特に際立っている店舗である場合、補助上限を通常枠より増大させる枠とする。

5 第3項の規定にかかわらず、リニューアルを行う場合は、単なる老朽化した設備の更新や備品の改修等は対象とならず、申請する改装費や備品購入費等のうち、サービス内容の変更・追加や事業規模の拡大を図ることのできるもののみを対象とする。

(暴力団等との密接関係者)

第3条 要綱第4条第3号に規定する者は、次に掲げる各号のいずれかに該当する者をいう。

(1) 暴力団員が事業主又は役員となっている者。

(2) 実質的に暴力団員がその運営に関与している者。

(3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者。

(4) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者。

(5) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与するなど、暴力団の維持・運営に協力又は関与している者。

(6) 自らの利益を得る等の目的で、暴力団（員）を利用した者。

(7) 役員等が、暴力団(員)と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費は、要綱別表2に規定する改装費等(消費税及び地方消費税を除く)とする。

2 工事の施工(設計を含む)については、市内の事業者が発注したものに限り補助の対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、この限りでない。

(1) 既存の設備等の修繕や改修で他の事業者では対応できない場合

(2) 特殊な技術や経験、知識を要するなどにより市内の事業者では対応できない場合

(3) 市外の企業からしか調達できない備品等の購入

(4) その他、工事や業務の性質上、特定事業者が発注せざるを得ないと市長が認める場合

3 前項各号に該当する場合は、市内企業に工事等を発注できない理由書(第1号様式の2)を補助金交付申請時に提出するものとする。

(審査について)

第5条 市長は、要綱別表2の繁華街エリアにおける新規出店支援事業又は繁華街エリアにおけるリニューアル支援事業を実施するにあたり、補助事業者の選考を行うものとする。審査にあたっては、外部有識者等の専門家の意見を参考にするものとする。なお、審査に係る基準については、別に定める。

2 市長は、繁華街エリアにおける新規出店支援事業又は繁華街エリアにおけるリニューアル支援事業の補助事業者決定についての審査結果を申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請について)

第6条 要綱第7条に規定する交付申請をしようとするものは、工事開始前に補助金交付申請書(第1号様式)を提出しなければならない。

2 要綱第7条の市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

(1) 履歴事項全部証明書の写し及び暴力団排除に関する誓約書兼役員一覧

(2) 賃貸借契約書の写し

(3) 事業計画書(事業内容が分かるもの)

(4) 営業時間が分かる販促物等

(5) 改装費の見積書の写し等所要金額が分かる根拠書類、改装工事図面及び改装費工程表

ただし、見積金額が20万円以上の場合は3社以上の見積書の写しを徴収し添付するものとする。

(6) 客引き行為等に関する宣言書

3 要綱第7条に規定する募集期間は、毎年度定める募集要項に記載する。

(補助金の交付決定通知)

第7条 前条に規定する決定の通知は、文書で行うものとし、その通知は補助金交付決定通知書(第2号様式)によるものとする。

(補助対象事業の変更又は中止)

第8条 補助対象者は、原則として、交付決定を受けた内容の範囲内で補助対象事業を行うものとする。

2 補助事業者は、補助対象事業の内容を変更し、又は当該補助金交付決定後3年以内に市長が認める正当な理由なく中止しようとするときは、あらかじめ補助金交付変更(中止)承認申請書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。この場合において、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、変更内容が確認できる書類を添付しなければならない。

3 市長は前項にする申請があったときは、その内容を審査し、補助金交付変更(中止)承認通知書(第4号様式)による文書にて申請者へ通知するものとする。

(補助金の交付決定取消)

第9条 要綱第14条に規定する取り消しの通知は、交付決定取消通知書(第5号様式)によるものとする。

(補助金の返還)

第10条 要綱第15条に規定する返還命令の通知は、文書で行うものとし、その通知は交付決定取消通知書兼返還命令書(第6号様式)によるものとする。

(実績報告)

第11条 要綱第10条に規定する実績報告は、補助金実績報告書(第7号様式)によるものとする。

2 要綱第10条の市長が必要と認める書類は、改装工事代金支払いの事実を確認できる書類(領収書、振込伝票、通帳の写し等)並びに改装工事着工前及び改装工事完了後の写真、及び工事完了届の写しとする。

(補助金の交付額の確定について)

第12条 要綱第11条に規定する確定の通知は、文書で行うものとし、その通知は補助金確定通知書(第8号様式)によるものとする。

(補助金の請求について)

第13条 補助金の支払いを受けようとするときは、要綱第11条に規定する補助金の額の確定後に、市指定の請求書を市長に提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、要綱第12条第3項の規定により、概算払を受ける場

合は、概算払請求書（第9号様式）を提出しなければならない。

（事業の実施状況等の報告）

第14条 補助金の交付を受けた補助事業者は、補助金の交付を受けた年度の翌年度から3年間、各年度の事業の実施状況を事業実施状況報告書（第10号様式）により、各年度終了後30日以内に提出しなければならない。

2 前項による事業実施状況報告には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- （1）月毎の売上高や経費等が分かる書類
- （2）直近の決算書の写し
- （3）その他市長が必要と認める書類

（関係書類等の保管）

第15条 補助事業者は、当該補助事業により取得し、又は効用が増加した財産について、会計帳票類を備え、要綱第16条第2項に規定する期間中は、当該帳票類及び証拠書類を保管しなければならない。

（その他）

第16条 この要領に定めのないものは北九州市補助金等交付規則に準じ、その都度産業経済局長が定めるものとする。

付 則

（施行期日）

この要領は、令和7年6月27日から施行する。

付 則

（施行期日）

1 この要領は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の繁華街エリアにおける新規出店及びリニューアルに関する補助金交付要領に関する規定は、この告示の施行の日以後に補助金交付申請書を提出したもののから適用し、同日前に補助金交付申請書を提出したものについては、なお従前の例による。

付 則

（施行期日）

1 この要領は、令和8年4月20日から施行する。